

新元号への改元に便乗した詐欺に注意。

「元号が改元されるので、キャッシュカードを交換する必要がある」などと、 元号の改元に便乗した新たな手口の詐欺被害が報告されています。

<書面による手□>

「一般社団法人全国銀行協会」など実在する団体を装って、「改元に合わせて法律が変わるので、キャッシュカードが変更されます。」といった書類を送りつけてきます。同封した用紙に口座情報や暗証番号を記入してキャッシュカードと一緒に返送させて、預金をだまし取ろうとするものです。



改元に便乗した偽の封書の文例

元号の改元による銀行法改正について

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」のため、金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更となりました。

つきましては、下記のとおりお手続きください。

- •「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」 銀行法改正により全金融機関の不正操作防止用キャッシュカー ドへの変更が2019年より順次開始の為、別紙記入欄に「銀行名・ 支店名・口座番号・暗証番号」をご記入し、現在お使いのキャッ シュカードを返信用封筒に同封してご返送ください。
- この通知が届きましたら、2日以内にお近くの郵便ポストへの投 函をお願い致します。

一般社団法人全国銀行協会

改元したから、銀行 のキャッシュカード が変更されるなんて 本当かな?



- ★偽の情報です。
- ★期限 期限を短くして 考える余裕を与 えない。
- ★差出人 実在する協会を 騙っている。

<電話と訪問による手口>

1)銀行員を名乗る男からAさんに電話が…



【銀行員を名乗る男】

元号が変わるので、すぐに手続きしないと現金を引き出せなくなります。キャッシュカードの交換の手続きをするため、キャッシュカードを預かりに行くので準備してください。

2 銀行員を名乗る男がAさん<u>宅を訪問</u>



【銀行員を名乗る男】

(キャッシュカードを受け取り)キャッシュカードの交換の手続きには暗証番号も必要ですので教えてください。

その後Aさんは、何者かに、現金を引き出される被害にあいました。

アドバイス

- ○元号が改元されても、キャッシュカードが変更されることはありません。また、銀行や公的機関が、キャッシュカードを預かることもありません。他人に、キャッシュカードを渡したり、カードの暗証番号を教えたりしないようにしましょう。
- ○このような不審な電話があった場合は相手にせず、電話を切ってください。不安な場合は、 消費生活センターや警察にご相談ください。
- ○電話による詐欺にあわないようにするには、
 - 留守番電話に設定しておき、相手を確認してからかけ直す。
 - または、相手の番号を表示できる機能を使って、知らない番号からの電話には出ないようにする。
 - ことが効果的です。



固定電話機に詐欺防止対策をしよう!

最近の固定電話機には、迷惑電話防止のための様々な機能が付いています。御自宅の固定 電話機を確認して、防止機能が使えるように設定しておきましょう。

また、迷惑防止機能がない電話機の場合でも、相手に警告・通話録音ができる装置を追加で取り付けられます。

<迷惑電話防止機能の例>

- 電話の呼び出し音が鳴る前に、「この通 話内容を録音します」などとメッセージ を流し、録音します。
- 2. 非通知や、着信を拒否したい番号(登録が必要です)からの電話には、呼び出し音が鳴りません。(相手には、「この電話はおつなぎできません」とメッセージが流れます)

※お持ちの固定電話機に取り付けるタイプ



-天皇陛下の退位に便乗した商法に注意-

天皇陛下の退位に便乗して、皇室のアルバムや掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたという相談が全国で寄せられています。

相談事例

事業者から「天皇陛下が退位されるので、アルバムを買わないか」と電話があったので少し話を聞いてしまった。

本来8万円するものが、3万8千円で買えると言われた。最終的には断ったのに、 一方的に自宅にアルバムが配送され、受け取ってしまった。

(国民生活センター 見守り新鮮情報より)





断ったはずなのに、 勝手に送ってくるな んて、どうすればい いのかしら…

アドバイス

- ○一旦、話の内容を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がなければ、 きっぱりと断りましょう。
- ○注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取りを拒否しましょう。
- ○「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」といったルールを家族で作りましょう。
- ○業者からの訪問や電話による勧誘で契約した場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、書面でクーリング・オフ(契約の解除)ができます。

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、ハガキなど<mark>書面で相手に通知</mark>します。 ここではハガキの記載例を紹介します。

(クーリング・オフのハガキの記載例)

- ハガキを出す時の注意点-

- ○ハガキを出す前に両面をコピーしましょう。
- ○ハガキは、記録(控え)を残すため「特定記録郵便」(または簡易書留)で送りましょう。
- ○ハガキのコピーと郵送の記録(控え)は、**大 切に保管**しましょう。



※クーリング・オフの方法については、消費生活センターまでお気軽にご相談ください。

消費生活講座 一契約とは?一

私たちは毎日の生活の中で無意識に、消費者として様々な契約をしています。「消費者」と「商 品やサービスの提供者」の間には「<mark>契約</mark>」が介在します。契約とは、**申込みと承諾**という**2つの** 意思表示が合意することによって成立する法的な拘束力を持つ約束のことです。

- ○契約は、当事者が合意すれば、原則として□約束でも成立します。
- ○また、原則として一方の都合だけで勝手に契約を解消すること はできません。

(事業者側の不適切な勧誘や、不当な契約の項目がある場合、未成年が契 約した場合などは、契約を取消したり無効にできる場合があります。)



●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会





5・6月の開設日	開設時間14:00~16:00			
分 野	5 月		6 月	
福井弁護士会(法律)	8 日(水)	県消費生活センター	3 日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)
	9 日休	県嶺南消費生活センター	4 日火	県消費生活センター
	22日(水)	県消費生活センター	19⊟烑	大野市消費者相談センター(☎0779-66-1111)
福井県建築士会(建築)	_	_	17日(月)	越前市消費者センター(☎0778-22-3773)
社ECネットワーク(インターネット)	23日休	県消費生活センター	_	_

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。 6月3日(月)、6月17日(月)、6月19日(水)の申込受付は、開催場所の市でもできます。 また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7 階)

5:0776-22-1102

FAX: 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

a: 0770-52-7830

FAX: 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ 福井県 消費生活 検索

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html



https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」 188

最寄りの消費生活相談窓□につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか 分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

- 発行 -

幸せだったらいいな。 幸せ度 いちばん